

第1 政策評価及び事務事業評価の実施状況について

1 評価の目的

(1) 政策評価は、平成21年度に策定したいわて県民計画の実施計画にあたる「アクションプラン[政策編]」(計画期間：平成21年度～22年度)の達成状況や課題等を検証し、その結果を次の政策等に適切に反映させることにより、効果的かつ効率的な行政を推進するとともに、県民の視点に立った成果重視の行政運営を図ることを目的としています。

平成15年度実績分からは、平成16年1月に施行された「政策等の評価に関する条例」に基づいて評価を実施しています。

(2) 事務事業評価についても、政策評価と連動して行い、その目的は同じものです。

2 評価の対象

(1) 政策評価の対象は、アクションプラン[政策編]に掲げる7つの政策に属する政策及び施策等とし、また、対象年度は平成21年度及び平成22年度の評価時までとしました。

(2) 事務事業評価の対象は、平成22年度に実施されている事務事業のうち、「アクションプラン[政策編]」の推進のために県が行う事業など、政策的な事業としました。

3 評価の実施時期

(1) 「主要施策の成果に関する説明書」の公表 平成22年9月

(2) 政策評価の実施 平成22年11月

4 評価の方法

(1) 政策評価については、「アクションプラン[政策編]」に掲げる「目指す姿指標及び具体的推進方策指標」の動向及び「各種統計データ」の客観的なデータを基本としながら、「社会経済情勢の変化」や「県以外の実施主体の状況」、「県の取組の評価」を加味して、「アクションプラン[政策編]」の実施状況を総合的に評価しました。

(2) 具体的には、「アクションプラン[政策編]」の政策等の体系が、政策項目、具体的な推進方策及び構成事務事業の3つの階層で構成され、7つの政策を実現するための具体的方策として「政策項目」を基本的な単位としていることから、これを主な対象とし、事務事業評価を連動させる形で評価を実施しました。

5 評価の経過

各部局が「政策項目」ごとに評価を行い、これらをもとに、「アクションプラン[政策編]」に掲げる7つの政策の状況及び全体総括を政策地域部がまとめました。

評価手法等については、第三者の専門家等で組織する岩手県政策評価専門委員会において審議されました。(平成22年7月22日及び11月2日開催)

評価の取りまとめに当たっては、知事、副知事及び部局長で構成される「政策会議」において協議しました。(平成22年10月25日及び11月11日開催)

【参考】

1 本県の政策評価の大まかな流れは、次のとおりです。

9月：[主要施策の成果に関する説明書]の公表（ア）
11月：政策評価（政策形成支援評価）の実施（イ）
2月：[政策評価の実施状況／評価結果の反映状況 報告書]の公表（ウ）

（ア）「主要施策の成果等に関する説明書」では、平成21年度の取組状況について「アクションプラン[政策編]」に掲げた指標の動向を中心に実績測定を行い、その結果を示しました。

（イ）（ア）の測定結果に加え、次のような点に留意した総合評価を行い、平成23年度の政策を考えるうえでの基本的な分析や課題の検討などを行いました。

- ・ 指標の動向や県の取組状況に、社会経済情勢の変化、県以外の実施主体（市町村、企業、NPO等）の状況、さらに、県民意識調査の結果など、様々な外部要因を加えての評価。
- ・ 県の取組は「順調」でも、社会経済情勢の急激な変化などにより、指標が「遅れ」と判断され、全体で「遅れ」と判断した場合や評価結果と県民実感・意識等との間に違いが見られる場合には、政策評価調書の中で、具体的に説明。

（ウ）（イ）の政策形成支援評価の実施状況と、予算編成などの政策等に対する評価結果の反映状況について、取りまとめを行いました。

2 なお、本県の政策評価システムの全体概要は、次のとおりです。

